

在日米軍基地の有毒物質汚染

笠本丘生（平和資料協同組合）

梅林宏道（平和資料協同組合／太平洋軍備撤廃運動（P C D S））

「米軍基地の有毒物質と基地クリーン・アップに関する
国際フォーラム」にて発表

1996年11月24日～26日

フィリピン・マニラ

「在日米軍基地の有毒物質汚染」

笠本丘生（平和資料協同組合）

梅林宏道（平和資料協同組合、太平洋軍備撤廃運動（P C D S））

「米軍基地の有毒物質と基地クリーン・アップに関する国際フォーラム」にて発表

1996年11月24日～26日

フィリピン・マニラ

海外の米軍基地の毒物汚染や環境破壊の問題を扱う、この時宜を得た会議に参加できたことを、非常に嬉しく思います。非核フィリピン連合の皆さんとの見識に敬意を表すとともに、その努力に感謝いたします。

日本の立場から考えたとき、米軍基地の汚染問題は、まさに切実な問題になろうとしています。とくに返還される沖縄の米軍基地の汚染問題が懸念されます。そこで、フィリピンの現実、他の国の同様な現実と比較、検討することが重要なことです。

私たちの所属する平和資料協同組合は、軍備撤廃や核問題について、調査、情報、教育などの活動を行っている市民団体です。非核フィリピン連合も参加しているP C D S（太平洋軍備撤廃運動）の国際事務所と、密接な協力関係にあります。

（1）在日米軍の概要

まず、在日米軍基地の概要を説明します。日本国内には現在、約47,000人の米軍人が駐留しているとしばしば言われます。しかしこれは誤りです。実際には、日本を母港にしている第7艦隊の人員12,000人を含めると59,000人の米兵がいます。この規模は、軍事的緊張の高い韓国よりもはるかに大きく、アジア・太平洋地域最大です。米軍はアジア太平洋に10万人を展開していると言われますが、その6割が日本にいるのです。

9月はじめの米軍のイラク攻撃においては、横須賀を母港にする軍艦ヒューイットが巡航ミサイル・トマホークを発射し、三沢空軍基地所属のF16戦闘機がイラク機の攻撃に参加し、沖縄の嘉手納基地のKC135空中給油機が、空中発射巡航ミサイルを発射したB52戦闘機の空中給油を南シナ海で行いました。このように、在日米軍は、遠くペルシャ湾まで展開し、米国の世界戦略を担っています。

在日米軍の最大の勢力は海兵隊であり、その大部分は沖縄にいます。次に大きな勢力は海軍と空軍で、ほぼ同じ規模です。海軍は横須賀に司令部を置く第7艦隊が中心であり、空軍は嘉手納、三沢の戦闘機部隊と横田の輸送部隊が中心です。陸軍は最小の勢力であり、沖縄にいる特殊部隊グリーンベレーの一大隊以外は、すべて後方支援部隊です。

（2）在日米軍基地の現状

これらの米軍は、日本国内で135の施設を使用しています（1995年3月31日現在）。その総面積は約98,000ヘクタールです。これらの基地は、日米安保条約地位協定の上から、2種類に大別されます。米軍が管理権を持っている基地94カ所と、自衛隊などが管理権を持っている基地41カ所です。米軍が管理権を持っている基地のうち40カ所が沖縄にありますが、それらの多くは広大な基地であり、

その面積は約 24,000 ヘクタールにおよびます。日本の米軍管理基地の 75% が沖縄に集中しています。これらの陸上基地のほかに、米軍は多くの訓練海域、訓練空域を持っています。

米軍の基地使用についての日米間の取り決めは、日米安保条約に基づく地位協定によって定められています。その第 3 条は、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」と述べ、米軍が基地の強力な管理権をもっていますが、細部については日米合同委員会の場で協議され、発生した諸問題を解決するとしています。合同委員会の代表は、日本側が外務省北米局長、米軍側が在日米軍参謀長です。委員会は、2 週間に 1 回位の頻度で開かれます。しかしその議事録は一切公表されず、米軍の行為を追認する機関だと、そのあり方が批判されており、見直しが求められています。

(3) 基地汚染の全体的状況

日本で米軍基地の環境汚染が問題視され始めたのは、市民団体による努力に大きく負っています。1992 年、平和資料協同組合と太平洋軍備撤廃運動（P C D S）が共同で米議会報告を暴露したのが最初でした。その報告書は米上下院合同の「環境回復委員会」のリチャード・レイ委員長の太平洋地域の米軍基地に関する調査報告書でした。レイ報告書は嘉手納基地の P C B 汚染を明記し、クリーン・アップのために 20 万ドル必要であると見積もっていました。写真 1 は、私たちが暴露した嘉手納基地の汚染を 1 面トップで報じた地元新聞「琉球新報」です。

図 1 は、今まで判明している在日米軍基地の主要な汚染を地図に表したものです。あとで恩納通信所と横須賀基地の P C B 汚染などについて話をしますが、他にも多くの事例があります。横田基地では、1993 年にジェット燃料約 68 キロルが漏れて地下に浸透し、地下水が汚染されました。さらに、この調査の過程で、過去にも別の漏洩事故があったことがわかったのです。嘉手納基地では、3 件の事故で P C B 含有オイルが計 40 ガロン以上漏れだしたことがわかりました。写真 2 と写真 3 は、汚染された場所をクリーン・アップしている状況です。相模補給廠は、かつてカドミウム汚染を引き起こし、現在は、近隣の基地からさまざまな廃棄物を収集、管理する国防再利用売却事務所（D R M O）が敷地内にあるため、他の汚染も疑われています。三沢沖では、米軍戦闘機が電気系統の故障のため、実戦用爆弾 2 発を海中に投棄し、現在も海底に爆弾が眠っています。佐世保では、P C B 汚染に米軍の艦船が関与した可能性があります。そして最も深刻なのは、1965 年、沖縄近海で水爆が戦闘機とパイロットとともに海中に落下した事故です。水爆は現在も海底に沈んだままです。米軍が今まで、日本で多くの汚染問題を引き起こしていることがおわかり頂けると思います。

レイ報告は、米軍が危険廃棄物の管理がきわめてずさんであると述べていますが、その内容は、米会計検査院の 1986 年と 1992 年の報告においても裏付けられています。写真 4 と 5 は、沖縄の普天間基地で 1992 年に市民団体が撮影したもので、危険廃棄物のドラム缶が、金網近くに無造作に置かれていることがわかります。

(4) 恩納通信所跡地の P C B 汚染

恩納通信所の P C B 汚染は、返還された基地が、米軍の残した汚染物質によって再利用が阻まれている最初のケースとして注目すべきものです。今後の沖縄の直面する問題を象徴しているとも言えます。

（米軍の
恩納通信所は、海兵隊の基地でありました。通信基地と名前がついていますが、マイクロ波アンテナがある他は、いろいろな用途に使われる、多目的基地でした。沖縄本島の中部、東シナ海に面した、施設面積約6.2ヘクタールの場所です。大部分の5.3ヘクタールが私有地であり、地主は427人います。残りは沖縄県と恩納村が所有しています。1953年から82年まで海兵隊の偵察大隊が使用していましたが、その後遊休化していました。1990年に日米合同委員会で両国政府が返還に向けた協議に入り、95年11月30日に地主に返還されました。

跡地には汚水処理槽が撤去されないまま残されていましたが、その中に堆積していた汚泥を「肥料として使いたい」という要望が地主から出されました。那覇防衛施設局が民間の検査機関に依頼し、今年2～3月に調査した結果、カドミウムや水銀、PCB、シアンなど有害物質11種類が検出されたのです。表1にある通り、成分測定による検査では、汚泥1kg中、カドミウムが日本の基準の約3倍に当たる14.9mg、水銀も基準の3倍弱の5.84mg、その他、鉛110mg、PCB 2.84mg、砒素7.2mgなどの数値が出ました。こゝで「基準」というのは、表1には危険廃棄物を海洋投棄処分する際に適用される基準値も示してあります。また、処理槽流出口近くの溝からも微量のPCBとカドミウムが検出されました。

施設局の発表後まもなく、沖縄県も独自に調査、処理槽内の汚泥から基準値0.005mg/lを上回る水銀0.0196mg/lを検出しました。

その後施設局が、処理槽の汚泥と汚水、周辺の土壤を対象に再調査を実施、結果を10月2日に発表しました。今回の試験方法は溶出検査でした。その結果、基準を超えるPCBと水銀が汚泥から検出されました。PCBは最高0.041mg/l、基準値0.003mg/lの約14倍にも達しました。水銀は最高0.0131mg/l、基準値0.005mg/lの3倍弱でした。処理槽内の汚水や周辺土壤からは、有害物質は検出されなかったと報告されました。サンプルの採取点など明らかにされておらず、懸念は払拭されていません。

有害物質が処理槽内に流入した原因は不明です。まず米軍がどのような作業をしていたのかが具体的に明らかにされなければなりませんが、それすらも明らかになっていません。施設局が3月に米軍に照会していますが、いまだ回答はありません。私たちも、情報公開法により資料の請求を行っているところです。

恩納村議会は3月22日、政府や那覇防衛施設局に、周辺海域の調査と汚泥の完全撤去を求める意見書を全会一致で可決しました。沖縄県も施設局に原状回復の徹底を申し入れています。

那覇防衛施設局は、11月15日に、日本政府が汚泥をドラム缶に詰めて除去する作業を年内にも開始すると発表しました。ドラム缶は、嘉手納弾薬庫地区内に保管されます。しかし、これらの作業にかかる費用、PCB汚染土の最終的な処理方法もまだ分かっていません。また、米軍による環境破壊を回復するのに、日本の税金が使われることも、問題です。

恩納通信所は、昨年施行された沖縄県駐留軍用地返還特別措置法(軍転法)の適用を最初に受けた土地として注目されていました。この法律は、土地返還に伴い、賃貸料収入が途絶えた地主の負担を軽減するため、土地利用による収益が得られない場合は、国が給付金を支払うことを定めています。金額は年1,000万円を上限とし、適用期間は最長3年とされています。（才奈）もともと、3年という期間は不十分であると批判されていました。今回の場合、この法律が適用されてすでに1年が経とうとしています。給付金を受けられる残り2年のうちに汚染物質が完全に処理されるかどうか疑問であり、地主たちは不安を訴えています。

基地跡地の平和利用にとって、米軍の残した環境汚染が大きな障害となっているのです。

(5) 横須賀基地のP C B・重金属汚染

横須賀基地内の土壤汚染がはっきりと特定されるようになったのは、1992年11月30日付の米週刊誌「U S ニューズ・アンド・ワールド・リポート」の報道がきっかけでした。それまでも、レイ報告の記述などで、汚染の可能性は予想されていました。アスベストを含む基地の廃棄物が、横浜市の路上に不法投棄されたという事件もありました。上記の記事には「日本の横須賀海軍複合基地で、海岸浚渫のため掘削された土壤がP C Bや重金属によってひどく汚染されていたため、埋立処分地に合法的に廃棄することができなかった」という内容が短く書かれていました。

米海軍司令部は翌93年4月16日に汚染を認めました。米軍の説明によると、1988年10月、係船柱(K i n g P o s t)備えつけのため、基地の西側に位置する12号桟橋付近の掘削を開始しました。しかし間もなく油混じりの水が排出しました。米軍が日本の民間会社に委託して、同年12月にその水を検査した結果、そこにはP C Bと重金属が含まれていることが検出されました。平和資料協同組合では汚染の発見と工事の中止の経過に至る文書を米情報公開法により入手しました。公開された文書によると、P C Bなどの汚染土壤の検出により、米軍は急きょ工事を中止したことが明らかになりました。とくに、米軍は、P C B汚染に重大な関心を持ったようですが、1989年当時のP C Bの正確な分析結果を示す文書が、いまだに公表されていません。この問題は、今も横須賀の市民グループ「N E P Aの会」が精力的に追及しています。

これ以上掘削を続けても、汚染土壤の処置が不可能なので、工事は翌89年に中止されました。掘削土壤は埋め戻され、アスファルトが被せられました。元の穴に戻し切れなかった土壤は、当時ヘドロ処分地として使われていた泊浦湾に散布されました。泊浦湾は、太平洋に面する基地の北東部に位置する埋立地です。第3図に、汚染の発見された12号バースと泊浦湾を示しました。米軍は、当時の日本の環境基準以内の汚染であったから埋め戻したと説明していますが、それは事実に反すると思われます。それならば工事を継続して構わないはずです。実は、よりひどい汚染が明らかになる可能性があったから、埋め戻したと考えられます。

12号桟橋付近の環境汚染調査は、その後、93年と94年に米軍によって実施されましたが、それぞれの調査結果を、最近「N E P Aの会」が横須賀市から入手しました。その分析によって、地下水の鉛濃度が最高 2.5 mg/l 、つまり日本の地下水汚染基準である 0.01 mg/l の250倍に当たる濃度であるという、新たな事実を明らかにしました。重金属による深刻な土壤や地下水汚染が広い範囲にわたって存在していることが明らかになったのです。地下水の測定は、現在も続けられています。

これらの汚染についてのはっきりとした原因は、いまだ分っていません。長年の基地活動による複合的な汚染というのが「N E P Aの会」の現在の見解です。原因究明と汚染除去、米軍活動の制限をめざして、「N E P Aの会」の活動が続いている。この問題について環境庁は、市民の要求もあり、日米合同委員会の環境分科会を通して米軍側と折衝を続けています。「N E P Aの会」は、横須賀市当局と交渉するだけではなく、環境庁とも直接交渉して、日本独自の立ち入り調査を要求しています。しかし環境庁は、消極的な姿勢に終始しています。

(6) N E P A裁判闘争

基地の汚染問題が中心ではありませんが、米軍基地の環境問題を米国の法廷に持ち込んだ闘いについて報告します。この裁判闘争は、日本では「N E P A裁判闘争」と呼ばれています。

「N E P A」とは、ご承知の通り米国国家環境政策法の略称です。この法律は、米連邦政府が主要な行動をおこすときには、事前に環境影響評価を実施することを義務づけています。この法律に準拠すれば、米軍の海外活動で重要な環境問題が発する可能性のある行為についても環境影響評価が行われるべきあります。しかし、厚木海軍航空基地の夜間離着陸訓練（N L P）、空母などの横須賀基地の母港化などの在日米軍の活動は、何の環境アセスメントも行わずに行われています。そこで1991年6月、横須賀の市民は「N E P Aの会」を結成し、在日米海軍の活動に対しN E P Aに基づく環境影響評価書（E I S）作成すべきであると主張して、ワシントンD C の米連邦地方裁判所に提訴しました。結果的には、93年11月に、「N E P Aの会」は敗訴しました。

最大の争点は、この法律が米国の領土外でも適用できるか（域外適用）という点でした。米国には、その法律に海外適用をする旨が明記されていない限り、米国法を海外適用できない、という米最高裁の判例があります。一方で、1993年にワシントン連邦高裁で、南極で国立科学基金（N S F）がしようとするゴミ処理施設の建設にN E P Aが適用されるべきという判決が確定しました。このような状況の中で横須賀のN E P A裁判が争われたのです。結果としては厚木の夜間飛行訓練の騒音のような耐えがたい環境破壊に苦しむ市民の声より、米外交政策上の利益が優先され、「N E P Aの会」は敗訴しました。「N E P Aの会」は、米国の海外基地活動にN E P Aを適用することを求める裁判は、今後も引き続いて試みる価値があると考えています。

N E P Aの域外適用をせよと解釈すべきではなく、

米国の判例の流れを見ながら、

(7) 今後への課題

日本に限らず、海外米軍基地の環境汚染の根本問題は、外国領土に治外法権のような特権的な地位を与えられた軍隊が駐留しているという事実と、軍事機密として聖域化された情報の壁が存在するという二つの事実に起因しています。より具体的には、日本の現実から、次の諸問題が指摘されなければなりません。

(A) 立ち入り調査権の必要性

多くの場合、汚染の実態把握そのものに困難がつきまとっています。市民は、米軍と日本政府の二重の壁によって、信頼のできる情報を得ることができません。日本の自治体が、普通の工場に対して持っているのと同じ調査権を、米軍に対して持つべきです。横田基地の油もれ事故の全体的把握、横須賀基地の地下水汚染の原因の解明など、すべて立ち入り調査の必要性を示しています。逆に、恩納通信所の場合、返還されて立ち入ることができたために、汚染の存在が明らかになったのです。

(B) 米軍の関連情報公開の義務

汚染が明らかになったとき、汚染源の特定のためには、米軍が汚染の原因となる可能性のある作業についての情報や過去の運転記録など、関連情報を誠意をもって公開することを義務づける協定が必要です。恩納通信所の場合、過去の部隊活動がわからぬいため、原因の究明、ひいてはサンプルを採集して汚染の広がりを調査すべき範囲の特定などができる状態が続いている。

(C) 法的拘束力のある環境基準

日米地位協定では第3条第3項に「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安

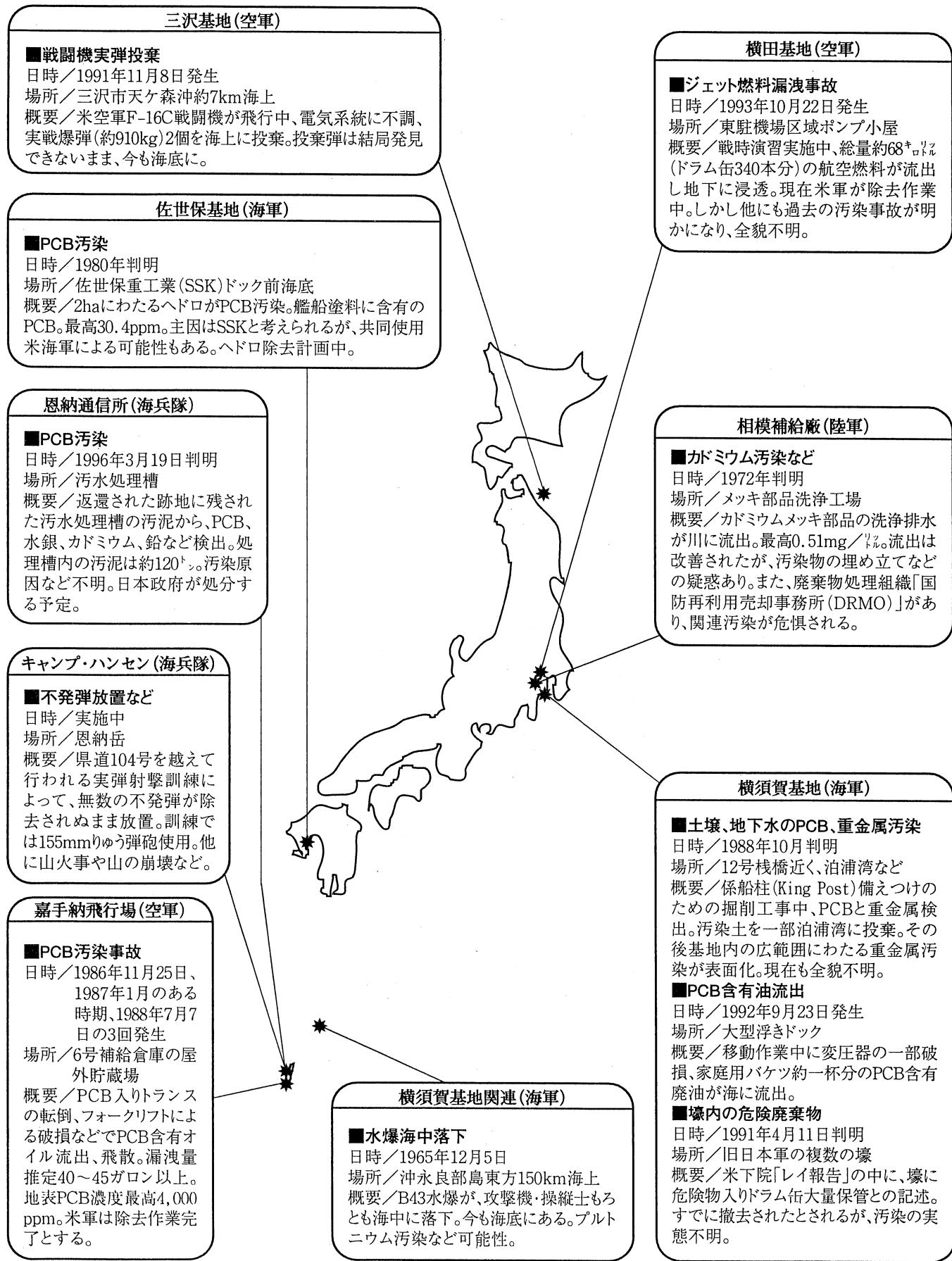
全に妥当な考慮を払って行われなければならない」とあります。米軍の環境保護義務を規定しているのは、このあいまいな条項のみです。1992年に米国防省は「海外における環境基本指針文書」を作成しました。しかし、これも、「米国と受け入れ国の環境基準のより厳しいほうに従う」というような明確な法的立場を宣言していません。米国や受け入れ国の環境基準を考慮するとはしていますが、あくまでも、国防省が自分で作成したガイドラインに過ぎず、したがって罰則もありません。日米地位協定を改訂して、環境保護のための法的拘束力のある制度を確立することが必要です。

(D) 原状回復あるいは補償義務

汚染が明らかになったとき、米軍に汚染の除去と原状回復、さらに汚染によって生じた損害に対する補償義務を負わせるべきです。とくに、返還された土地の平和再利用のときに、この義務協定が重要な意味を持ちます。にもかかわらず、日米地位協定は「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない」（第4条第1項）と定めています。この条項によると、米軍は、どんなひどいことをしても、去るときに責任が問われないのであるから、日本にとっては独立国とは言えないような恥ずかしい条項です。恩納通信所のケースは、この条項によって、日本がいかに巨大な損失を被るかのテストケースになるかもしれません。この条項は、一日も早く改正されるべきであるのみならず、たとえその条項があったとしても、米軍に対しては道義的責任として原状回復を求める必要があります。

最後に、このように問題点を整理するとき、同じような問題を抱えている各国の市民団体が協力して、統一した要求を米軍に突きつけていくことが極めて有効であると思います。今回のシンポジウムが、そのための重要なステップとなることを、心から期待します。

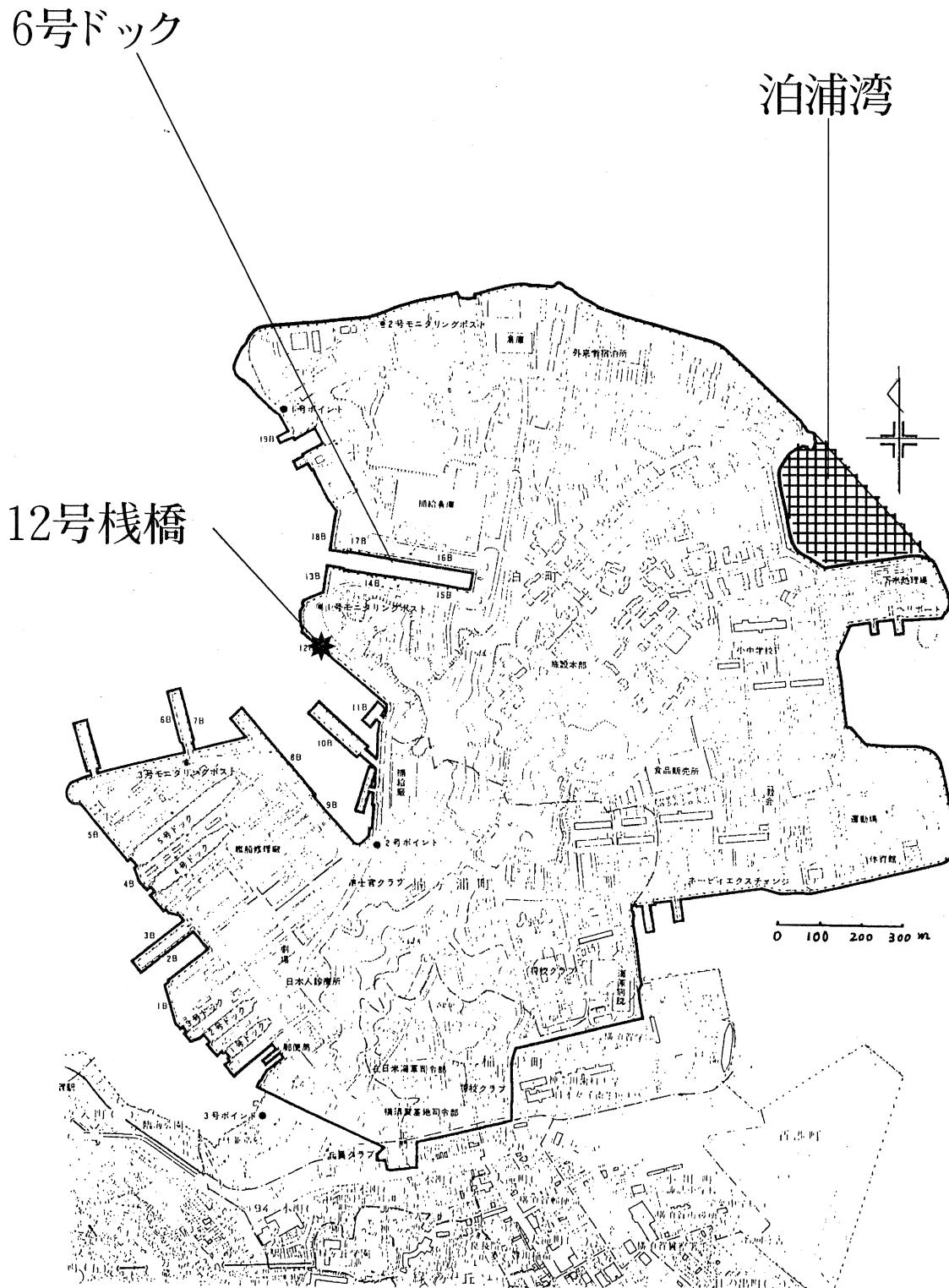
在日米軍基地の主な汚染



沖 繩 本 島



橫須賀海軍基地



恩納通信所
汚水処理槽に堆積する汚泥の化学的分析

(成分試験)

(単位: mg/kg)

項目	最高値	基準値*
カドミウム	14.9	5.0 以下
水銀	5.84	2.0 以下
鉛	110.0	50.0 以下
PCB	2.84	0.15 以下

(防衛施設庁、「沖縄タイムズ」より引用)

(溶出試験)

(単位: mg/l)

項目	最高値	基準値*
PCB	0.041	0.003 以下
水銀	0.0131	0.005 以下
カドミウム	0.039	0.3 以下
鉛	0.122	0.3 以下
ヒ素	0.014	0.3 以下

(防衛施設庁)

* 危険廃棄物の海洋投棄処分の際に適用される基準

地基納手語

新報社 球環 社會新聞 10卷6号
郵便局番号 900 那観市原町自10卷6号
電話 (083) 5-313158
編 著者名 営業部長 佐々木義一
地 送付局長 佐々木義一
万 受取人名 佐々木義一
五 内公理 佐々木義一
四 著者名 佐々木義一
三 著者名 佐々木義一
二 版面監修 佐々木義一
一 企画監修 佐々木義一
北 気象文庫 10卷1号
中 本支社 10卷1号
中 横浜支社 10卷1号
中 名古屋支社 10卷1号
中 東京支社 10卷1号

米下院報告を市民団体が入

建在敢為謀施藏時

【誤訳】田園地帯はQ長井の地圖を翻訳する（400mの）地圖距離は約1kmである。しかし、米田の地圖ではQ長井の地圖を翻訳する（400mの）地圖距離は約1kmである。

（一）機密情報は米国（イギリス）が長崎近海で一九〇一年十二月六日から八月三十一日まで日本、フラン西ス、オランダ、シントラウジア等に相模灘にて、

八月十九日、野寺を訪ねた。後著

米議会の米国を海外に拡張する目的で、米議院はこれを採決する。

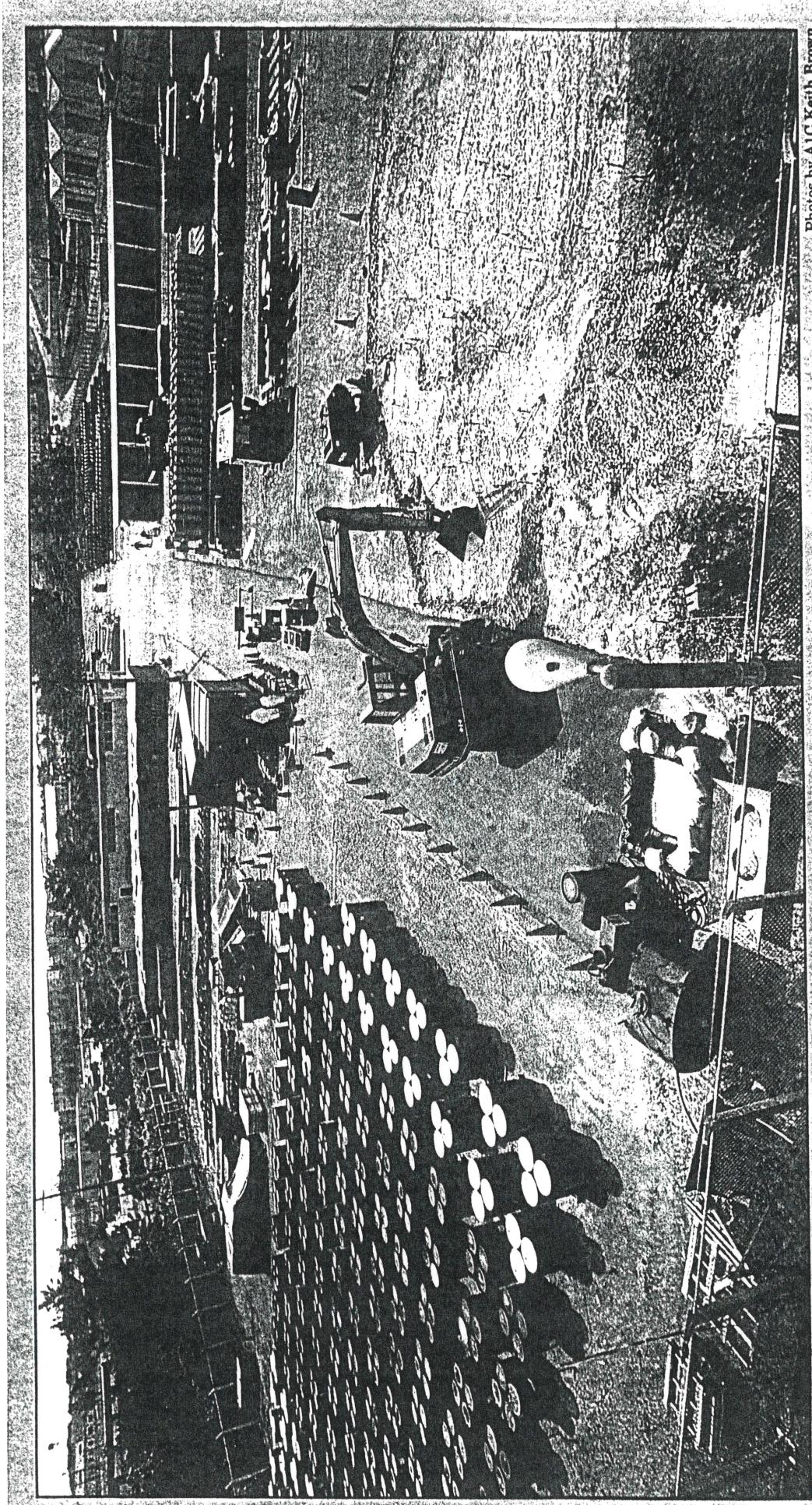


Workers inspect barrels containing
PCB-contaminated soil.

写真 2

(PCB汚染された土壤を入れたドラム缶)
(検査打合学長)

写真 3



Photos by A1C Keith Brown

An aerial view of Kadena's PCB-contamination clean-up site shows where soil has been excavated and temporarily stored in steel barrels.

(アリソン・7-7) 作業の全景。土壌が堆積され一時貯蔵されている。
（高須建設の PCB汚染）

写真 4

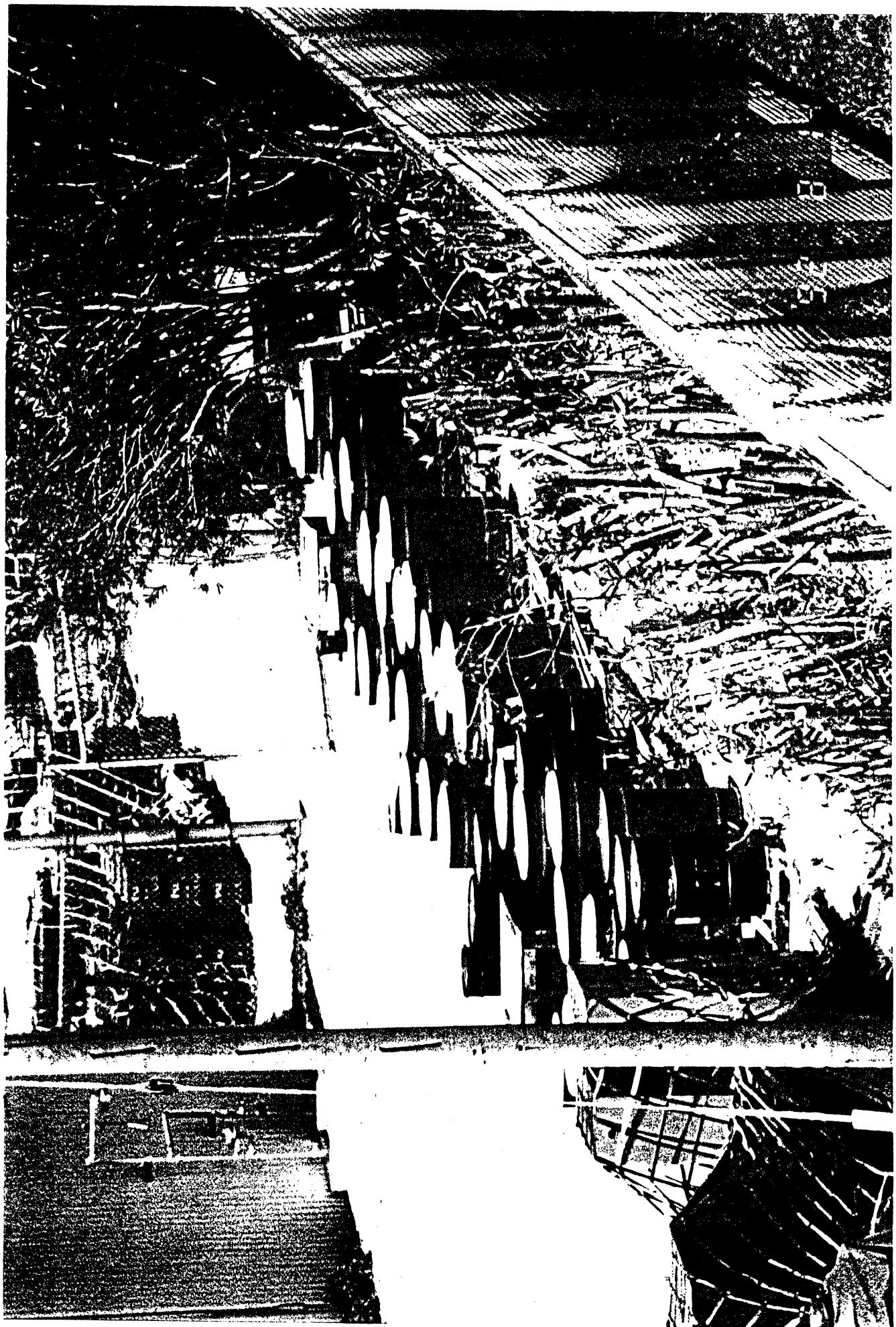


写真 5

